

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

			連 事 年	結 業 度	法人名 ()				
各 連 結 を 雇 用 し た 場 合	被災雇用者等を雇用した日	1	・	・		調整前連結税額 (別表一の二「2」)	12	円	
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2				被災雇用者等 を雇用した 場合	13		
	同上のうち損金の額に算入される金額	3					14		
	同上のうち特定給与等の額	4					15		
	個別税額控除相当額 $((3) - (4)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{7}{100}$	5					16		
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(5)}{(16)}$	6				避 用 し た 場 合 雇 用 者 等 を 雇 用 し た 場 合	17		
	同上のうち損金の額に算入される金額						18		
	福島県知事の認定又は確認を受けた日	7	・	・			税 額 控 除 限 度 額 $\left[((14) - (15)) \times \frac{10}{100} + (15) \times \frac{7}{100} \right]$ 又は $\left[(18) \times \frac{20}{100} \right]$	19	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	8					当 期 税 額 基 準 額 $(12) \times \frac{20}{100}$	20	
	同上のうち損金の額に算入される金額	9					当 期 税 額 控 除 可 能 額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(9)}{(18)}$	10					調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	22	
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (6)又は(10)	11					法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (21) - (22)	23		

別表六の二(二十七) 令二・四・一以後終了連結事業年度分